

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

Q1. 働く人は何に悩んでいる？

Q2. 2019 年 3 月卒の初任給の実態は？

Q3. インフルエンザ予防接種の費用の一部または全額を会社が負担した場合の社会保険や所得税の取扱いは？

Q4. 退職した従業員から「退職証明書」を発行してほしいと申出があったのですが、その場合交付しなければならないのでしょうか？

Q5. 社会保険の標準報酬月額の上限が上がるがありますが、どのような仕組みで変わるのですか？

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

Q1. 働く人は何に悩んでいる？

A. 職場の悩みが最多。中でも人間関係、パワハラ、労働条件に関する悩みが増加傾向。

一般社団法人日本産業カウンセラー協会から第 13 回「働く人の電話相談室」の集計結果が発表されました。

昨年と比較して職場・キャリアに関する悩みの割合が大きく増加しており、職場に関する悩みの内訳を見ると「職場の人間関係」、「パワハラ」、「労働条件」に関する相談件数が増加傾向で件数も多い結果となっています。

なかでもパワハラは一昨年から引き続いて増加傾向にあり、現代の労務管理における重要課題であるといえます。

<https://www.counselor.or.jp/Portals/0/20191030soudankekka.pdf>

(望月)

Q2. 2019年3月卒の初任給の実態は？

A. 大学卒(事務系)は217,981円、高校卒(事務系)が170,932円となっており、大学卒(事務系)は前年より1,652円の引上げとなりました。

経団連(日本経済団体連合会)から公表された「2019年3月卒「新規学卒者決定初任給調査結果」の概要」によると、すべての学歴で過去最高額となっています。また初任給決定の判断要因は「世間相場」が最も多い一方、「人材を確保する観点」も増加し続けており、人手不足が深刻化していることがあらわれています。

初任給設定時にはこの調査結果も参考に決めるとよいでしょう。

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/088.pdf>

(市川)

Q3. インフルエンザ予防接種の費用の一部または全額を会社が負担した場合の社会保険や所得税の取扱いは？

A. 希望者全員が受けられるものであれば、社会保険料や雇用保険料はかかりません。また、福利厚生費として非課税となります。

その他の注意点としては、

- ・予防接種を強制せず、希望制にすること
- ・原則、雇用形態に関係なく、全従業員へ案内、補助を行うことが挙げられます。

属人的な業務が多い事業所様や従業員の数が少ない事業所様、業種の特徴としてインフルエンザが流行しやすい職場の皆様は、インフルエンザ予防接種を促すだけでなく、費用を補助をすることで、接種率を上げることが期待できます。

健保組合によっては予防接種の補助がある場合もありますので、組合に加入されている事業所様はご確認されてみてください。

(杉田)

Q4. 退職した従業員から「退職証明書」を発行してほしいと申出があったのですが、その場合交付しなければならないのでしょうか？

A. はい。本人に遅滞なく交付しなければなりません。

「退職証明書」は、従業員が請求したときは遅滞なく交付しなければならないと労働基準法で定められており、交付する際は以下の事項を記載する必要があります。

- ①使用期間
- ②業務の種類
- ③その事業における地位
- ④賃金
- ⑤退職の事由(退職の事由が解雇の場合は、その理由も含む。)

ただし、①～⑤の中で、従業員が請求しない(証明書に記載を希望しない)事項は記載してはなりません。また⑤について、従業員が「解雇された事実のみ」の証明を請求し、理由の記載を希望しない場合には、退職証明書に解雇理由を記載してはならないことになっています。申出があったときは証明書に記載してほしくない事項はないか必ず確認をしましょう。

なお、退職証明書と名前が類似している書類として雇用保険の「離職証明書」があります。離職証明書は、退職者が失業給付の受給を希望する際に、離職票を発行するために管轄のハローワークに提出する書類のことをいいます。従業員から問い合わせがあった際は、どちらの書類が必要かも確認しておくとい良いでしょう。

(岩瀬)

Q5. 社会保険の標準報酬月額の上限が上がることがありますが、どのような仕組みで変わるのですか？

A. 健康保険は上限該当者の割合が増えた時、厚生年金保険は全被保険者の標準報酬月額の平均額が上がると改定されます。

健康保険: 標準報酬月額の上限該当者が3月31日現在で全被保険者の1.5%を超えたときは、その年の9月1日から標準報酬月額の上限を改定することができることになっています。

厚生年金保険：年度末時点の全厚生年金被保険者の平均標準報酬の2倍が、標準報酬月額の上限を上回る状態が継続すると見込まれる場合、その年の9月1日から政令で上限を引き上げることができることになっています。

厚生年金保険では、「年度末時点の全厚生年金被保険者の平均標準報酬の2倍」が2016年より62万円を超え続けています。

2020年3月末時点でも62万円を超えていると、2020年9月から標準報酬月額の上限が引き上げられる(1等級追加される)可能性があります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000561860.pdf>

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣、市川英美、杉田志妍
〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5階

TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192

Homepage：<http://www.ys-office.co.jp>

Facebook：<http://www.facebook.com/ysoffice>
